

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月8日
【届出者の氏名又は名称】	ヤフー株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂九丁目7番1号
【電話番号】	(03)6440-6000
【事務連絡者氏名】	財務本部長 瀬越俊哉
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	ヤフー株式会社 (東京都港区赤坂九丁目7番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、ヤフー株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、シナジーマーケティング株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注6) 本書中の記載において、日数又は日時に記載は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を意味します。

(注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

(注8) 本書の提出にかかる本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934) 第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書に含まれる全ての財務情報が米国の会計基準に基づいて作成された財務諸表と同等のものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であることなどから、米国の証券関連法の違反を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連会社を米国の裁判所の管轄に服せしめることができる保証はありません。

(注9) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語でも作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

- (注10) 本書中の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) 第27 A条及び米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第21 E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。
- (注11) 公開買付者又は対象者の各フィナンシャル・アドバイザー (その関連会社を含みます。) は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 規則14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本語で開示された場合には、当該買付けを行ったフィナンシャル・アドバイザーの英語ホームページ (又はその他の公開開示方法) においても開示が行われます。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年8月8日付で提出した公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第1項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(7) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(7) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(訂正前)

(前略)

トーマツFAが上記各手法に基づき算定した対象者の普通株式の1株当たりの価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	667円～732円
DCF法	918円～1,065円

市場株価法では、最近における対象者の普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成26年8月7日の前営業日である平成26年8月6日を評価基準日として、東京証券取引所における対象者の直近6ヶ月終値単純平均値(667円)、直近3ヶ月終値単純平均値(683円)、直近1ヶ月終値単純平均値(732円)、直近5営業日終値単純平均値(715円)、基準日単純終値(720円)を基に対象者普通株式の1株当たりの価値を、x,xxx円からx,xxx円までと算定したとのことです。

(後略)

(訂正後)

(前略)

トーマツFAが上記各手法に基づき算定した対象者の普通株式の1株当たりの価値はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法	667円～732円
DCF法	918円～1,065円

市場株価法では、最近における対象者の普通株式の市場取引の状況等を勘案の上、平成26年8月7日の前営業日である平成26年8月6日を評価基準日として、東京証券取引所における対象者の直近6ヶ月終値単純平均値(667円)、直近3ヶ月終値単純平均値(683円)、直近1ヶ月終値単純平均値(732円)、直近5営業日終値単純平均値(715円)、基準日単純終値(720円)を基に対象者普通株式の1株当たりの価値を、667円から732円までと算定したとのことです。

(後略)